HASHIMOTO NEWS

はしもと速報

2022年11月13日発行

**橋本市から
市民の皆さんに
お知らせします**

【編集・発行】
橋本市 総合政策部 秘書広報課　〒648−8585　橋本市東家一丁目1番1号　☎0736(33)1111

電力、ガス、食料品などの価格高騰による影響を受けている市民および市内事業者に対して、市が行なっている支援策などを、いち早く市民の皆さんにお知らせします。事業内容など詳しくは、市ホームページで随時更新するとともに、広報はしもと2022年12月号で改めてお知らせします。

物価高騰対策事業者支援給付金を支給します

物価高騰の影響を受けている市内の中小企業や個人事業者、農業者などの負担軽減を図り、事業活動の継続を支援するため給付金を支給します。事業種別により給付内容・申請方法などが異なりますので、ご注意ください。

福祉・介護サービス事業者

●**対象**
①介護サービス事業所
②障がい福祉サービス・障害児通所支援・障害児相談支援事業所、児童養護施設、救護施設、ひきこもり者支援を行う法人
③高齢者住宅施設運営事業者、訪問型サービスB・Dを行う事業者
④保育園、認定こども園（認可外保育施設を除く）
※10月１日時点で市内に所在し、過去１年間においてサービスの提供実績があること

●**給付内容**
●入所施設　20万円
●入所施設以外の事業所など　10万円

●**申請方法**
給付の対象となる事業所に対して、11月下旬に申請書類をメールなどで通知しますので、必要事項を記入し、持参または郵送で提出してください。

●**申請期限**　令和５年１月31日㈫

●**提出先・問い合わせ**
〒648-8585　橋本市東家１-３-１
保健福祉センター内
①について　介護保険課 ☎33-1633
②について　福祉課 ☎33-3708
③について　いきいき健康課 ☎33-3705
④について　こども課 ☎33-6102

農林業事業者

●**対象**
市内在住の個人、または市内に所在する法人で、農林業を営み、農林業の所得申告を行なっているもの。

●**給付内容**　個人 ３万円、法人 10万円

●**申請方法**
11月下旬に給付対象者宛てに郵送する申請書類に必要事項を記入の上、同封の返信用封筒で返信してください。
※申請書類が届かない場合は、お問い合わせください。

●**申請期限**　令和５年１月16日㈪

●**提出先・問い合わせ**
〒648-8585 （住所記載不要）
橋本市 経済推進部 農林振興課 ☎33-6113

その他の事業者

●**対象**
橋本市内で事業を営む個人事業者または法人事業者のうち、中小企業に該当するもの。ただし、福祉・介護サービス事業者、農林業事業者で物価高騰対策事業者支援給付金の請求者は対象外です。

●**給付内容**　●運輸・建設業　個人 10万円、法人 20万円
●その他の業種　個人 ３万円、法人 10万円

●**申請方法**
11月18日㈮から窓口で配布する申請書類（市ホームページからも入手可）に必要事項を記入の上、持参または郵送で申し込んでください。また、申請相談窓口を12月上旬に設置します。

●**申請期間**　11月22日㈫〜令和５年２月17日㈮

●**提出先・問い合わせ**
〒648-8585 （住所記載不要）
橋本市 経済推進部 シティセールス推進課 ☎33-6106

電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金を支給します

電力・ガス・食料品などの価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい住民税非課税世帯などに対して、給付金を支給します。

●**給付額**　一世帯当たり５万円

●**対象**（次のいずれかに該当する世帯）
●住民税非課税世帯
世帯全員の令和４年度住民税が非課税の世帯であって、住民税が課税されている人の扶養親族のみの世帯でないこと。
９月30日時点で住民登録のある対象世帯に12月初旬に確認書を送付しますので、内容を確認の上、返信してください。
※一部申請が必要な場合があります。
●家計急変世帯
令和４年１月以降に予期せず家計が急変し、収入減少により住民税非課税相当の収入となった世帯。なお、給付金を受け取るには申請が必要です。
福祉課で配布する申請書（市ホームページからも入手可）に必要事項を記入し、収入額が確認できる添付書類とともに郵送でご提出ください。

●**支給時期**
確認書または申請書を受理後、記載漏れがないかなどを確認した上で、確認書に記載の口座へ順次支給を行います。なお、支給まで２週間程度かかります。

●**申請期限**　令和５年１月31日㈫

●**提出先**
〒648-8585（住所記入不要）
橋本市 健康福祉部 福祉課
※原則郵送のみの受付とします。

●**問い合わせ**
●内閣府住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金コールセンター
☎0120-526-145
受付時間　午前９時〜午後８時
●橋本市 健康福祉部 福祉課 ☎33-3708
受付時間　午前８時30〜午後５時15分

振り込め詐欺や個人情報の搾取にご注意ください！

自宅や職場などに市や国などの行政機関の職員をかたる不審な電話や郵便があった場合は、消費生活センター（☎33-1227）や、最寄りの警察署または警察相談専用電話（☎#9110）に相談してください。

ラッピングカーを使ったマイナンバーカード出張申請サポートをご利用ください

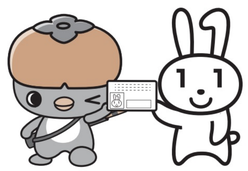

ラッピングカーで、集会所など少人数が集まる場所に直接伺い、市役所に出向くことやインターネットでの申請が難しい人に対して、マイナンバーカードの申請の補助を行います。

●**ラッピングカーでできること**
●集会所など少人数が集まる場所に直接伺います。
●ラッピングカーでマイナンバーカード申請用の顔写真の撮影・印刷を行い、マイナンバーカード申請書の作成をお手伝いします。
●作成した申請書をお預かりし、マイナンバーカード発行機関に提出します。
●マイナンバーカードの受け取り方法などをご案内します。
※マイナポイントの申し込みはできません。

●**ラッピングカーの運行期間**
令和５年３月31日までの平日
※１つの区・自治会につき１回の予定で日程を組んで運行していきます。

●**ラッピングカー出張の申し込み**
原則、区・自治会、グループ単位で市民課まで申し込んでください。先着順で受付しますので希望日が重なった場合は、変更をお願いする場合があります。

●**問い合わせ**
市民課 住民係 ☎33-1131